



7 江監第558号
令和7年11月17日

江東区長殿

江東区監査委員 豊島成彦
同 佐竹としこ
同 金子ひさし
同 高村きよみ

令和7年度第2回定期財務監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第1条及び第2条第1項第1号に基づいて行った監査の結果を、同法第199条第9項、同基準第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり報告します。なお、豊島委員は、就任前のため、本監査に関与していません。

令和 7 年度第 2 回定期財務監査報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の対象事項

- (1) 令和 6 年度一般会計
- (2) 令和 6 年度国民健康保険会計
- (3) 令和 6 年度介護保険会計
- (4) 令和 6 年度後期高齢者医療会計

2 監査の対象部（局・室・所）

政策経営部、総務部、地域振興部、区民部、福祉部、障害福祉部、生活支援部、健康部（保健所）、こども未来部、環境清掃部、都市整備部、土木部、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、区議会事務局、監査事務局

3 監査の実施期日

令和 7 年 6 月 3 日から同年 8 月 1 日までの計 41 日間

第 2 監査の手続

令和 6 年度各会計歳入歳出予算の執行状況について、資料を対象部（局・室・所）から求め、監査当日は関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合等、必要と認める監査を実施した。

また、消費者センター、江東区保健所、深川保健相談所及び道路事務所（施設保全課）の現地視察を行った。

監査対象工事については、工事概要調書及び工事工程表等の資料を併せて求め、監査当日は工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場で説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。今年度は、江東区亀高保育園改修工事、富岡二丁目・冬木道路改修工事、（仮称）砂町区民農園整備工事、江東区立第二大島小学校改築工事について、現場視察を行った。

第 3 監査の主眼点

財務事務に関しては予算の執行、収入、支出、契約等が、工事に関しては設計、積算、契約、施工、検査等が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、①前渡金の適正な支出、精算及び繰越処理②現金取扱事務（現金出納簿の整理等）を重点監査項目として監査を実施した。

第4 監査の結果

財務事務全般にわたり、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められた。なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、関係各課に対し、口頭で改善を促した。

ただし、別項の指摘事項、監査委員意見の対象となる事実が認められたので意見を付す。

第5 指摘事項（福祉部地域ケア推進課）

江東区老人福祉法施行細則第9条第1項において定められている老人ホーム入所者負担金の令和5年度の収入未済額と令和6年度の収入未済繰越額に1,077,664円の相違が生じていた。

江東区会計事務規則第47条第1項では、当該年度において調定したもので、出納閉鎖期日において収入未済となったものがあるときは、その未済額を翌年度に繰越し、以下この例に従って順次繰越さなければならないと定められている。

本件指摘事項は、複数年に渡り発生している相違であり、また、昨年同課よりその改善案として、今後は都度確認し修正するとの対策が示されていた。しかしながら、今回も昨年と全く同一の事項が発生していることから、適正な事務に向けた改善がなされていないと指摘せざるを得ない。

歳入事務が適正に管理されていない行為は、区が公開する決算資料のほか、債権の時効管理や不納欠損処理の正確性にも影響が及ぶ可能性が思料される。

今後、このような事務の執行が繰り返されることのないよう、必要な改善措置を講じられたい。

第6 監査委員意見

1 重点監査項目について

今回の監査では、①前渡金の適正な支出、精算及び繰越処理②現金取扱事務（現金出納簿の整理等）を重点監査項目として監査を実施した。

まず、①前渡金の適正な支出、精算及び繰越処理については、昨年に引き続き、前渡金が不足したため職員が立替払を行っている事例や、精算処理が所定の期限よりも大幅に遅れている事例が多数認められた。特に立替払は、地方自治法や関係法令・規則に規定されておらず、また、江東区会計事務規

則第 95 条では、職員は、旅費以外の経費の立替払をしてはならないとされており、不適切な支払方法である。公費と私費の混在は会計経理を誤らせる原因ともなるため、今後は江東区会計事務規則や金銭会計事務の手引きを参考し、適正な事務処理を行われたい。

次に、②現金の取扱事務（現金出納簿の整理等）については、概ね昨年よりも改善されてはいるものの、未だ現金出納簿の記載誤りや記載漏れ等が少なからず認められた。担当職員の根拠規定に対する理解不足や不注意により不適切な事務処理が行われ、管理監督者もそれに気が付かなかった事例が多くあることから、管理や検査の実態を再点検し事務執行体制を見直す必要がある。

公金を取り扱う責任の重大さについて改めて認識し、計画的かつ確実な事務執行に努められたい。

2 適正な契約事務の執行について

江東区契約事務規則第 3 条の 2 第 1 項において、契約する事務の範囲が定められており、予定価格が一定額以上の契約案件は、主管課契約ではなく、経理課契約とすることが示されている。

しかし、今回の監査で、同一の契約締結先において契約内容、契約決定日、契約期間、納品日及び検査日が同一または近いことから、1 件の契約として経理課へ契約請求するべきであるにもかかわらず、契約を分割して主管課契約を行っている事例が多くの所管で認められた。本来であれば、経理課で一括契約とすることにより事務負担や経費の削減が見込まれるはずが、それらを怠り、容易に主管課契約として処理していたものである。

これらは、長年の習慣に起因する注意不足や契約事務に求められる公正性・公平性・透明性・経済性に対する認識不足によるものであり、地方自治法及び江東区契約事務規則に照らして不適切な事務処理である。

今後、公正な競争による契約や不正行為の防止のために、事業の検討段階から正しい知識に基づく事務を進め、契約事務の適正化に向けて各所管において積極的に改善を図られたい。